

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第152号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

本市が共葬墓地の管理を行うものとするために規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年3月27日から施行することとしました。

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第152号

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例

京都市共葬墓地条例の一部を次のように改正する。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)